

日本学術振興会
二国間交流事業
共同研究・セミナー
令和6(2024)年度分募集要項

令和5(2023)年6月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣旨

本事業は、個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チーム等の持続的ネットワーク形成を目指しており、我が国の大学等の優れた研究者(若手研究者を含む。)が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施に要する経費を支援するものです。

事業形態は、A 日本学術振興会と海外の学術振興機関(対応機関)との学術の国際協力に関する合意に基づいて行うもの(「対応機関との合意に基づく共同研究・セミナー」)(以下「A 対応機関枠」という。)と、B 我が国と国交のある全ての国(台湾及びパレスチナについては、これに準じて取り扱う。)を対象として行うもの(「オープンパートナーシップ共同研究・セミナー」)(以下「B オープンパートナーシップ枠」という。)との二つがあります。

本事業は、「日本学術振興会電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)」により申請を受け付けます。詳細は「6. 申請手続」を参照してください。

2. 今回募集する相手国・対応機関

注意(A、B 共通)：

- ① 申請は申請者一人当たり、一か国につき共同研究又はセミナーいずれか一件限りとします。同一国への複数の申請はできません。
- ② 以下「A 対応機関枠」の対象国も、「B オープンパートナーシップ枠」の対象国に含まれますが、当該国との交流を希望する場合は「A 対応機関枠」での申請を奨励します。
- ③ 本募集による共同研究の開始日、またはセミナーの委託期間開始日において既に二国間交流事業共同研究を実施中の代表者は、同一国との共同研究・セミナーには申請できません。
※セミナーの委託期間開始日は採用年度の4月1日です。

A 対応機関との合意に基づく共同研究・セミナー(「A 対応機関枠」)			対応機関別 申請要件ページ
アフリカ	南アフリカ	国立研究財団(NRF)	pp.13-14
アジア・中東	バングラデシュ	バングラデシュ大学助成委員会(UGC)	p.15
	中国	中国科学院(CAS)	pp.16-17
		中国社会科学院(CASS)	p.18
		中国国家自然科学基金委員会(NSFC)	pp.19-20

	インド	インド社会科学研究所評議会 (ICSSR)	p.21
	フィリピン	科学技術省 (DOST)	p.22
	韓国	韓国研究財団 (NRF)	pp.23-24
	シンガポール	シンガポール国立大学 (NUS)	p.25
	トルコ	トルコ科学技術研究機構 (TÜBİTAK)	p.26
オセアニア	ニュージーランド	ニュージーランド王立学士院 (RSNZ)	p.27
ヨーロッパ	オーストリア	オーストリア科学財団 (FWF)	p.28-29
	ベルギー	学術研究財団 (フロニー) (F.R.S.-FNRS)	p.30
		学術研究財団 (フランダース) (FWO)	pp.31-32
	チェコ	チェコ科学アカデミー (CAS)	p.33
	フランス	ヨーロッパ・外務省-高等教育・研究省 (MEAE-MESR)	p.34
	ドイツ	ドイツ学術交流会 (DAAD)	p.35
		ドイツ研究振興協会 (DFG)	p.36
	ハンガリー	ハンガリー科学アカデミー (HAS)	p.37
	リトアニア	リトアニア研究評議会 (RCL)	p.38
	オランダ	オランダ科学研究機構 (NWO)	p.39
	スロベニア	高等教育科学イノベーション省 (MESI)	p.40
英国	王立協会 (The Royal Society)	p.41	
注意	<p>① <u>相手国側代表者から相手国対応機関に申請がない場合、我が国での申請は無効となります</u>ので注意してください。対応機関での申請受付期間や提出書類の詳細については、相手国側代表者から相手国対応機関に問い合わせてください。</p> <p>② 対応機関によっては募集分野が限定されていますのでご注意ください。詳細(事業内容・採用予定件数・分野等)は「14. 対応機関別の注意事項」をご確認ください。</p>		

B オープンパートナーシップ共同研究・セミナー(「B オープンパートナーシップ枠」)		申請要件ページ
交流形態	共同研究、セミナーの2つの形態があります。	p.42
対象国	我が国と国交のある全ての国。(台湾及びパレスチナについては、これに準じて取り扱う。)	
注意	<p>① <u>相手国側代表者が相手国対応機関の「A 対応機関枠」に申請している場合、相手国での申請は無効となります。</u></p> <p>② 「B オープンパートナーシップ枠」での申請は、各年度一件・一か国限りとします。</p>	

3. 申請資格

申請時において、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)第2条に規定されている研究機関(※)に所属し、申請日時点で科学研究費助成事業の応募資格を持つ者。また、原則として常勤の研究者又は常勤として位置づけられている研究者であること。(常勤職の位置づけについては、各機関の定めによる。)

ただし、所属機関において、研究環境(研究室・設備・人員)の整備等を含め、責任を持って本事業を遂行できると判断する場合には、常勤でない研究者(科学研究費助成事業の応募資格は必要。)でも可能です。

なお、申請者は採用後に代表者として、共同研究・セミナー開催計画の遂行に関して、全ての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。そのため、一旦提出した申請について、提出から採用決定ま

での間に代表者等の変更を行うことは認めません。また、委託業務実施期間中も原則、代表者の変更は認められません。

※科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)第2条に規定されている研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

4. 要件

対象となる共同研究・セミナーは、次の要件を満たしている必要があります。ただし、相手国・対応機関により個別の要件がありますので、「14. 対応機関別の注意事項」で確認してください。

事業内容 要件	共同研究	セミナー
日本側参加者	以下の4項目のいずれかに該当する必要があります。 a. 我が国の大学等学術研究機関(3. の1)～4)の機関に限る。)において研究に従事している者。(奨励研究以外の科学研究費助成事業への応募資格を有する者。) b. a. の機関において研究に従事しており、当該研究の遂行に十分な能力と経験を有するポスドク、大学院博士課程・修士課程在籍者(学部学生の参加は認められません。)、採用期間中の本会の特別研究員、外国人特別研究員 c. a. に記載されている機関の名誉教授(ただし、日本在住者のみ。) d. 上記 a. b. c. 以外で研究に従事している者	
相手国側代表者	「A 対応機関枠」: 当該国の対応機関が所管又は対象としている学術研究機関に所属する研究者。相手国側代表者から相手国対応機関への申請書提出が必須です。詳細については「14. 対応機関別の注意事項」を確認してください。 「B オープンパートナーシップ枠」: 交流対象国に所在する学術研究機関に所属する研究者。相手国側代表者からの申請書提出は不要です。ただし、本会は相手国側参加者に係る経費を負担しないため、相手国側代表者が自らの交流経費を相手国の学術振興機関等から得ることを奨励します。(必須ではありません。)なお、当該経費の有無は審査にあたっての判断の一要素となる可能性があります。	
相手国側参加者	「A 対応機関枠」: 相手国対応機関の規程に準拠します。 「B オープンパートナーシップ枠」: 交流対象国に所在する学術研究機関において研究に従事している者(当該研究の遂行に十分な能力と経験を有するポスドク、大学院博士課程・修士課程在籍者を含む。)	
第三国からの参加者	第三国の学術研究機関等に所属する者は、原則として日本側及び相手国側参加者となることができません。	
期間	「14. 対応機関別の注意事項」を確認してください。	
その他	下記の場合を除き、原則、第三国への出張は認められません。 ・学会等の国際研究集会での当事業の成果発表 ・研究遂行上必要なフィールドワーク ・当該国にしかない実験設備の使用	我が国か相手国のいずれかで開催される必要があります。

5. 本会支給経費(「14. 対応機関別の注意事項」確認。)

課題の実施に要する業務については、代表者の所属機関に対して本会が「業務委託」する方法により行います。

本会は、次の経費(特に注意書きがない場合は、日本側参加者に係る経費。)を支給します。国・対応機

関ごとの注意事項(特に以下の《 》内の経費の相手国との支給分担。)は「14. 対応機関別の注意事項」を、また、一般的な経費の取扱いの詳細は別紙1「二国間交流事業:共同研究・セミナー 経費の取扱いについて」を確認してください。

① 共同研究	
外国旅費	共同研究目的地(原則として相手国)までの航空運賃、《滞在費等》
国内旅費	日本側参加者の共同研究の実施及び成果発表のための国内出張に係る経費 《相手国側参加者の日本滞在に係る経費》
物品費	共同研究の実施に必要な備品・消耗品を購入するための経費
人件費・謝金	共同研究の実施に協力(資料整理、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収等)をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費等
その他	通信運搬費、会議費(日本開催のみ)、印刷製本費、雑役務費等
注意事項	旅費(外国旅費・国内旅費の合計)が各年度委託経費総額の50%以上であること。

② セミナー	
②-1. 日本開催セミナー	
国内旅費	本会合、準備会(2回以内)、整理会(1回以内)に係る旅費 《相手国側参加者の日本滞在に係る経費》
物品費	セミナーの実施に必要な備品・消耗品を購入するための経費
人件費・謝金	セミナーの実施に協力(資料整理、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収等)をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費等
その他	通信運搬費、準備会・本会合及び整理会のための会議費、印刷製本費、雑役務費、レセプション経費、エクスクーション経費
②-2. 相手国開催セミナー	
外国旅費	セミナー開催地までの航空運賃、《滞在費等》
以下、日本国内で要する経費	
国内旅費	準備会、整理会(各1回以内)に係る旅費
物品費	セミナーの実施に必要な備品・消耗品を購入するための経費
人件費・謝金	セミナーの実施に協力(資料整理、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収等)をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費等
その他	通信運搬費、準備会及び整理会のための会議費、雑役務費
注意事項	相手国開催セミナーに係る開催経費は相手国の負担とし、本会は負担しません。

6. 申請手続

① 電子申請システム

申請は、ウェブサイト上の電子申請システムにより行ってください。電子申請システムに係る詳細は、電子申請システムの案内ページ(https://www.shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html)を参照してください。

なお、現在の所属機関において既に国際交流事業の申請者用IDを取得している場合、再度ID・パスワードを取得する必要はありません。

また、所属機関が変わった場合には、新しい所属機関において改めて国際交流事業の申請者用ID・パスワードを取得してください。

② 申請期限

令和5(2023)年9月5日(火)17:00【厳守】

(申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。)

※本会は上記締切日時を過ぎた申請書は、いかなる理由があっても一切受け付けません。

※一度提出された申請書の差し替えは認められません。

7. 申請に際しての留意事項

- ① **「A 対応機関枠」への申請にあたっては、相手国側代表者による本会の相手国対応機関への申請が必要となります。**相手国側代表者は、「14. 対応機関別の注意事項」に記載の対応機関の本事業担当者
に手続きを確認の上、申請するようにしてください。また、**双方に提出された申請書において、代表者名が一致していない場合、その申請は審査の対象外となります。研究課題名(英文)、セミナー名(英文)が一致していない場合においても、審査の対象外となる可能性があるため、相手国側代表者と申請内容をよく確認してください。**
- ② 本会の学術国際交流事業では、既に代表者等(研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採用された事業等の実施における責任者。ただし、機関長、部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。)として事業を実施している研究者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の代表者等となることができません。重複の可否については別紙2「学術国際交流事業の重複制限一覧表」でご確認ください。
二国間交流事業内での重複制限については、「2. 今回募集する相手国・対応機関」の注意(A、B共通)をご確認ください。
なお、科学研究費助成事業との重複申請、重複受給の制限はありません。
- ③ 本会で実施している「海外特別研究員」事業に関して、本二国間交流事業の申請段階において海外特別研究員への申請を制限するものではありませんが、両事業から採用(内定)通知を受けた場合、海外特別研究員には研究専念義務が課せられるため、どちらかの事業を選択していただくこととなります。両事業に申請を行う代表者等(参加者を含む。)はご留意ください。

8. 審査基準

8-1. 審査にあたっては、以下の観点を基準とします。

- ① 新しい知識又は概念の展開の可能性及び研究方法などの点で学術的価値が高いこと。【学術的価値】
- ② その国と学術交流を実施しなければならない必要性が明らかであり、共同研究又はセミナー開催を通して、両国の研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、両国の研究者が協力して学術交流することの意義が明らかであること。【相手国との交流の意義】
- ③ 社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資するなど社会的貢献が見込まれること。【社会的貢献】
- ④ 博士号取得前後の若手研究者が参加し、若手研究者養成への貢献が見込まれること。【若手研究者養成への貢献】
- ⑤ 申請者と相手国側代表者との事前交渉が明確に行われており、計画が具体的かつ実現可能と判断され、研究の発展に資する人的交流が期間中に行われるとともに、将来的な発展の可能性が高いと認め

られること。【実現可能性及び将来発展可能性】

8-2. 審査にあたっては、上記8-1. の観点に加え以下の諸点も考慮します。

- ① 経費の額と用途が適切であること。(共同研究については、旅費(外国旅費・国内旅費の合計)が各年度委託経費総額の50%以上となるようにしてください。)
- ② セミナー開催においては、開催地が妥当であること。
- ③ (「B オープンパートナーシップ枠」のみ)採用課題となる交流相手側が、特定の国・地域になるべくかたよらないこと。なお、「A 対応機関枠」の対象国であるかどうかも判断の一要素とする。

9. 選考及び結果の通知

- ① 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査を行います。本事業では1件の申請について、3人の書面審査員により書面審査が行われます。審査の詳細については、本会「二国間交流事業」ウェブサイト上の「審査方法」の項目を確認してください。
https://www.jsps.go.jp/j-bilat/semina/shinsei_shinsa.html
- ② 本事業の審査結果は、以下のとおり通知します。
 - A 対応機関枠:本会での審査結果に基づき、各対応機関と別途協議の上、採否を決定し、その結果を令和5(2023)年12月下旬以降、順次所属機関に通知します。
 - B オープンパートナーシップ枠:本会にて採否を決定した後、その結果を令和5(2023)年12月下旬以降、所属機関に通知します。
- ③ 不採用となった課題については、審査におけるおおよその位置づけを以下の区分によって電子申請システム上で開示します。
 - ・不採用 A(不採用の中で上位)
 - ・不採用 B(不採用の中で中位)
 - ・不採用 C(不採用の中で下位)

10. 採用決定後の手続

代表者は、年度ごとに実施計画書等を所定の期日までに提出します。本会は、実施計画書に基づき、支給する経費の額を年度ごとに決定し、通知します。(実施計画書の内容に基づく査定、及び本会の予算状況により、申請された額から実際の配分額が減額されることがあります。)

11. 代表者の所属機関及び本人の義務

- ① 代表者の所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において経費の管理及び執行を行うこと。
- ② 代表者は、本会所定の様式により、別途定められた期日までに所属機関を通じて報告書を提出すること。
- ③ 共同研究・セミナーの研究成果を学会誌等に発表する場合は、本事業による支援であることを明記すること。

12. その他

- ① 本会は、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。
- ② 共同研究・セミナーの研究成果の権利の帰属については、両国の代表者が、我が国と相手国の法規を遵守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しません。代表者の所属機関は知的財産権の帰属について、予め規定等により定めておくようにしてください。
- ③ 本会は、共同研究・セミナーの実施にあたり、ビザ等の申請や宿泊先の手配等について一切関わらないのでご注意ください。
- ④ 採用の取り消し等
研究者等による研究資金の不正使用等や研究活動における特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)のほか、全ての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載等が認められた場合には、審査の中止、採用決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。
なお、研究資金の不正使用等に対する本会の対応については、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成18年12月6日規程第19号)を参照してください。
https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou_kitei.pdf
- ⑤ 法令遵守
研究計画を遂行するに当たって、研究対象者の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等(国際共同研究を行う相手国及び研究を実施する国・地域の指針・法令等を含む。)に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、どのような対策や措置を講じるのかについても、申請書中に記述してください。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査(個人履歴・映像を含む。)、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となりますので手続きの状況も具体的に記述してください。
- ⑥ 国際的な研究交流活動の遂行能力、実現可能性
国際的な研究交流活動を実施中あるいは実施したことがある代表者は、それが今回申請の本事業と関連する場合にはそのことを明確にしたうえで申請してください。
また、相手国に入出国の制限等が出されている場合は、可能な限り申請時点における状況を踏まえ、見通しを立てた上で渡航、来日計画を具体的に調整した申請内容を準備してください。
- ⑦ 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保
我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。
そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。

⑧ 安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※1)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、委託費の配分の停止や、委託費の配分決定を取り消すことがあります。

(※1) 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者(特定類型(※2)に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

(※2) 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、研究開始(契約締結日)までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

(※3) 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・経済産業省:安全保障貿易管理(全般)
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・経済産業省:安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryu/handbook.pdf>

・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

・外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

⑨ 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日(ニューヨーク現地時間)、国連安全保障理事会は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について(依頼)」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

⑩ 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、本会の科学研究費助成事業をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

⑪ 論文謝辞等

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。論文の Acknowledgment(謝辞)には、15 桁の課題番号を含めてください。論文投稿時も同様です。課題番号については、採用時に代表者に対してお知らせいたします。

論文中の謝辞(Acknowledgment)の記載例は以下のとおりです。

○英文

This work was supported by JSPS Bilateral Program Number JPJSBP123456789 and JSPS XXXX Program Number JPJ234567.

○和文

本研究は、【日本学術振興会二国間交流事業】JPJSBP123456789, 【日本学術振興会 XXXX 事業】JPJ234567 の支援を受けたものです。

⑫ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

⑬ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出

本事業の契約に当たり、日本側代表者の所属機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、令和 6(2024)年 4 月 1 日以降、下記ウェブサイトの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から令和 6(2024)年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、研究開始(契約締結日)までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和 5(2023)年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず申請は認められますが、この場合は、令和 6 年度版研究不正行為チェックリストを令和 6(2024)年 9 月 29 日までに提出してください。

研究不正行為チェックリストについては、下記ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html

※注意:提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

⑭ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、研究活動における特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて委託契約の変更・解除等を行い、委託費の全部又は一部の返還等を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 交付の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成 18 年 12 月 6 日規程第 19 号)のとおり、本会が交付するすべての研究資金の交付の制限措置を講じます。ただし、本事業においては特定不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou_kitei.pdf

また、交付の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等(以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度(以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(iii) 申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業における資金の交付を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

⑮ 研究倫理教育の履修義務

本事業の研究課題(セミナー課題は除く。)に参画する研究者等は、研究活動における不正行為を未然に防止するため、共同研究開始日までに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育を受講すること又は下記の研究倫理教育に関する教材の通読・履修をすることが必要です。

申請した課題が採用された後、代表者の所属機関には、本事業に参加する日本側研究者等に対し、指定する期日までに研究倫理教育を受講等させ、それを確認したことを報告していただきます。

- ・「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編)

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

- ・研究倫理 e ラーニングコース e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

- ・APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN)

⑯ 研究者情報の researchmap への登録

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されており、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

⑰ JSPS-Net への登録

JSPS Researchers Network (JSPS-Net) は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーク・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。

同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々が JSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者 1 人 1 人が世界で活躍する一助となることを目指しています。

また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受け入れ先を探している若手研究者とをマッチングするサービスも提供しています。

代表者は、JSPS-Net に登録くださるよう、御協力をお願いします。

<https://www-jsps-net.jsps.go.jp/>

⑱ 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用(日本学術振興会及びその事業に関する案内の送付並びにデータの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採用された共同研究・セミナーについては、代表者及び参加者の氏名、職名、所属機関名、所属部署名、相手国側代表者及び参加者の氏名、職名、所属機関名、所属部署名、研究課題・セミナー名、予算額、実施期間、報告書等が本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

特にEUを含む欧州経済領域及び英国所在の研究者等が含まれる共同研究・セミナーにおいては、「GDPR (General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則)」に沿い、上記取扱いについて当該研究者の同意を得てください。

GDPR の詳細に関しては、下記のウェブサイト等を参考にしてください。

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit_210628/

13. 連絡先等

① 事業内容や募集要項についての問い合わせ

〒102-0083 東京都千代田区麴町 5-3-1

独立行政法人 日本学術振興会 国際統括本部 国際事業部 研究協力第二課

(受付時間: 月～金 9:30～17:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

【申請に関すること】

二国間交流第二係

電話: 03-3263-1755、2367、2362

Email: kenkyouka13 *jsps.go.jp (「*」は「@」に置き換えてください。)

【経費執行に関すること】

二国間交流第一係

電話: 03-3263-1932、1983、1763

Email: nikokukan *jsps.go.jp (「*」は「@」に置き換えてください。)

② 電子申請システムの操作に関する問い合わせ

(受付時間: 月～金 9:30～17:30 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

コールセンター フリーダイヤル: 0120-556-739

※システム操作に関するお問合せのみ受け付けています。

14. 対応機関別の注意事項

- (「A 対応機関枠」のみ) 相手国側代表者から相手国対応機関に申請がない場合、我が国での申請は無効となりますので、注意してください。 対応機関での申請受付期間や提出書類等の詳細については、相手国側代表者から相手国対応機関へ問い合わせてください。
- 本募集要項は各対応機関の確認を得て作成していますが、相手国側の条件等は、対応機関の判断によって変更される可能性があります。よって、必ず相手国側代表者を通じて最新の情報を確認してください。
- 本会の審査結果、本会と対応機関の協議結果や予算状況により、採用予定件数と実際の採用件数が異なる場合があります。また、本会支給経費の総額は予算状況により査定される場合があります。予めご了承ください。
- 表中のハイフン(－)は、募集対象外、あるいは、本会支給経費の対象外であることを意味します。

【南アフリカ】国立研究財団 (National Research Foundation: NRF)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				南アフリカ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と南アフリカ国立研究財団との二国間交流事業(共同研究) Japan-NRF Joint Research Program							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		4		-					
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から同年12月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		-		-		
	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		-		-		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-		
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はNRFが負担。		-		-	
NRFから日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-			
備考		<p>南アフリカ側代表者からNRFに同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。NRFでの申請手続きの詳細については、南アフリカ側代表者からNRFへ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 南アフリカ側の申請受付期間は、令和5(2023)年9月5日(SAST)までとなります。 南アフリカ側代表者がNRF電子申請システム“NRF Connect”にて申請書を提出すると、日本側代表者に自動でメールが送信されます。日本側代表者はメールの内容に従ってNRFが指定する期日までに参加確認を行ってください。 <p>日本側代表者の所属機関のメールアドレスでは、当該確認メールを受信できないことがあるため、下記を参考に確実に受信できるようご準備ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 件名: NRF Connect: Recommendation for application to the NRF 送信元メールアドレス: nrfconnect@nrf.ac.za <p>南アフリカ側代表者が申請する際に登録できる日本側代表者のメールアドレスは1つです。メールアドレス自体に制限はなく、フリーメールのアドレスも登録可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 南アフリカ側の共同研究期間は令和6(2024)年1月~令和7(2025)年12月です。 南アフリカ側の支給額は、1件あたり全実施期間で900,000ランド以内です。 							
(参考)NRF担当者		担当者等	Mr. Teuns Phahlamohlaka						

連絡先		Knowledge Advancement and Support
	電話番号	+27 (0)12 481 4385
	Email	T.Phahlamohlaka@risa.nrf.ac.za システム関係のご質問は、サポートデスク(supportdesk@nrf.ac.za)へ お問い合わせください。
	ウェブサイト	https://www.nrf.ac.za/

【バングラデシュ】バングラデシュ大学助成委員会 (University Grants Commission of Bangladesh: UGC)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				バングラデシュ開催		日本開催			
事業名称		日本文学振興会とバングラデシュ大学助成委員会との二国間交流事業(共同研究) JSPS-UGC Joint Research Program							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		1		-					
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
	留意事項	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
		会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		相手国側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
UGCから日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、保険料等		-		-			
備考		<p>バングラデシュ側代表者からUGCに同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。UGCでの申請手続きの詳細については、バングラデシュ側代表者からUGCへ問い合わせてください。</p> <p>・バングラデシュ側の支給額は、1件あたり、全実施期間が1年間の場合は11,765アメリカドル、2年間以内の場合は23,529アメリカドル以内です。</p>							
(参考)UGC担当者連絡先		担当者等	Dr. Ferdous Zaman						
		電話番号	+88-02-58160106						
		Email	secretary@ugc.gov.bd / ferdousugc@gmail.com						
		ウェブサイト	http://www.ugc.gov.bd						

【中国】中国科学院 (Chinese Academy of Sciences: CAS)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				中国開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と中国科学院との二国間交流事業(共同研究・セミナー) JSPS-CAS Joint Research Program/Joint Seminar							
募集分野		Physics							
採用予定件数		3		2					
実施期間 (セミナーは本会合)		3年間		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		総参加者数の4分の1を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。		総参加者数の4分の1を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 150万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で 450万円。		総額の上限額は 120万円。		総額の上限額は 120万円。		
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等		相手国目的地までの往復 交通費、等		-		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		-		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		
	留意事項	会議費 (セミナー)		-		日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は CAS が 負担。		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		- ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は CAS が 負担。	
CAS から日本側参加者等 に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等		-			
備考		<p>中国側代表者から CAS に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。CAS での申請手続きの詳細については、中国側代表者から CAS へ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国側の申請受付期間は、令和 5(2023)年 9 月 8 日(GST)までとなります。 中国には CAS の他に CASS(中国社会科学院)、NSFC(中国国家自然科学基金委員会)との事業があります。 中国側代表者が、CAS が所管する研究所の所属である場合、CAS に申請している場合と NSFC に申請している場合があります。中国側代表者がいずれの機関に申請しているか、必ず申請前に確認してください。 中国側の支給額は、共同研究は 1 件・各年度あたり 150,000 元以内、かつ、総額の上限額は全実施期間で 450,000 元。また、セミナーは 1 件あたり 100,000 元以内です。 							
(参考)CAS 担当者 連絡先		担当者等	Mr. Haitao Chen: Division of Asian and African Affairs, Bureau of International Cooperation (国際合作局亜非処)						
		電話番号	+86 (0)10 6859 7480						

	Email	htchen@cashq.ac.cn
	ウェブサイト	http://www.cas.cn/

【中国】中国社会科学院（Chinese Academy of Social Sciences: CASS）

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				中国開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と中国社会科学院との二国間交流事業(共同研究) JSPS-CASS Joint Research Program							
募集分野		人文学、社会科学							
採用予定件数		1		-					
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年9ヶ月以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度150万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は150万円、2年間以内の場合は300万円、2年9ヶ月以内の場合は450万円。		-		-		
	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、等		-		-		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-		
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はCASSが負担。		-		-	
CASSから日本側参加者等に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-			
備考		<p>中国側代表者からCASSに同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。CASSでの申請手続きの詳細については、中国側代表者からCASSへ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国側の申請受付期間は、令和5(2023)年9月9日(CST)までとなります。 中国にはCASSの他に、CAS(中国科学院)、NSFC(中国国家自然科学基金委員会)との事業があります。中国側代表者がいずれの機関に申請しているか、必ず申請前に確認してください。 中国側代表者は、CASSが所管する研究所等に所属する者でなければ、中国側の支援を受けられませんのでご注意ください。 							
(参考)CASS担当者連絡先		担当者等	Ms. WU Xi: Asian and African Division, Bureau of International Cooperation (国際合作局亜非処)						
		電話番号	+86 (0)10 8519 5139						
		Email	wuxi@cass.org.cn						
		ウェブサイト	http://www.cssn.cn/						

【中国】中国国家自然科学基金委員会 (National Natural Science Foundation of China: NSFC)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				中国開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と中国国家自然科学基金委員会との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-China Scientific Cooperation Program between JSPS and NSFC							
募集分野		Natural Sciences(備考欄もご確認ください)							
採用予定件数		15		4					
実施期間 (セミナーは本会合)		2年9ヶ月		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		総参加者数の4分の1を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。		総参加者数の4分の1を 超えない範囲で可。ただし 委託費では経費を負担し ない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度150万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で450万円。		総額の上限額は120万円。		総額の上限額は120万円。		
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等		相手国目的地までの往復 交通費、等		—		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		—		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		
	留意事項	会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はNSFC が負担。		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はNSFC が負担。	
NSFCから日本側参加者等 に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等		—			
備考		<p>中国側代表者からNSFCに同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。NSFCでの申請手続きの詳細については、中国側代表者からNSFCへ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国側の申請受付期間は、令和5(2023)年9月5日(CST)までとなります。 中国にはNSFCの他にCAS(中国科学院)、CASS(中国社会科学院)との事業があります。中国側代表者がいずれの機関に申請しているか、必ず申請前に確認してください。 中国側の申請は、研究チームの主たる代表者が行ってください。 中国側代表者と合意の上で、以下の申請区分(分野)のうち、いずれか一つを選択してください。なお、申請区分(分野)の情報は中国側代表者がNSFCに申請する際に求められるもので、日本側代表者が申請する際には入力する必要はありません。 <ul style="list-style-type: none"> a. Mathematics and Physics/Earth Science b. Material and Engineering c. Chemistry/Information Science/Management Sciences d. Life Sciences/Medical Sciences 							

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国側代表者は(実施中の課題の研究代表者、もしくは主な参加者として)、実施期間が3年以上のNSFCの課題を実施中である必要があります。また、共同研究の申請については、実施中の課題の終了日が令和7(2025)年12月31日より早い日であってはなりません。セミナーの申請については、実施中の課題の終了日が令和5(2023)年12月31日より早い日であってはなりません。 ・ 中国側の支給額は、共同研究は1件あたり全実施期間で200,000元以内。また、セミナーは1件あたり60,000~120,000元以内です。(セミナーの規模や必要費用に応じて、200,000元を上限として増額される可能性があります。) 	
(参考)NSFC 担当者 連絡先	担当者等	Mr. ZHANG Le, Ms. ZHANG Yiwei Bureau of International Cooperation(国際合作局)
	電話番号	+86 (0)10 6232 8404, 6232 7368
	Email	zhangle@nsfc.gov.cn, zhangyw@nsfc.gov.cn
	ウェブサイト	https://www.nsfc.gov.cn/ https://www.nsfc.gov.cn/publish/portal0/tab621/module2809/more.htm

【インド】インド社会科学研究評議会 (Indian Council of Social Science Research: ICSSR)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー				
				インド開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とインド社会科学研究評議会との二国間交流事業(共同研究・セミナー) JSPS-ICSSR Joint Research Program/Joint Seminar						
募集分野		Humanities and Social Sciences						
採用予定件数		3		2				
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内		
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	
参加者の渡航受入条件		-		-		-		
第三国からの参加者		-		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
総額		各年度120万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が1年間の場合は 120万円、2年間以内の場 合は240万円。		総額の上限額は120万円。		総額の上限額は120万円。		
振興会から支給する委託費	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等		-		
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		-			
	留意事項	会議費 (セミナー)	-		日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はICSSR が負担。		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		- ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険はICSSR が負担。	
ICSSRから日本側参加者等 に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料、等		-		
備考		インド側代表者からICSSRに同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効とな りますのでご注意ください。ICSSRでの申請手続きの詳細については、インド側代表者 からICSSRへ問い合わせてください。 ・インド側の申請受付期間は、令和5(2023)年9月5日(IST)までとなります。 ・インド側の支給額は、1件・各年度あたり700,000インドルピー以内です。また、セミナ ーは1件あたり700,000インドルピー以内です。						
(参考)ICSSR担当者 連絡先		担当者等	Incharge, International Collaboration Programme					
		電話番号	+91 (0)11 2674 2832					
		Email	adinchargeics@gmail.com					
		ウェブサイト	https://www.icssr.org/					

【フィリピン】科学技術省 (Department of Science and Technology: DOST)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				フィリピン開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とフィリピン科学技術省との二国間交流事業(共同研究) JSPS-DOST Joint Research Program							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		2		-					
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費		相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		-		
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
DOSTから日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		<p>フィリピン側代表者からDOSTに同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。DOSTでの申請手続きの詳細については、フィリピン側代表者からDOSTへ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> フィリピン側の申請受付期間は令和5(2023)年9月5日17:00(PST)までとなります。フィリピン側代表者はDOST Project Management Information System (DPMIS, https://dpmis.dost.gov.ph/)を通じて申請書を提出してください。 フィリピン側代表者はフィリピン国籍のPh.D.保持者で、DOSTの認める国立、公立または私立の大学や研究機関に常勤で雇用されている者である必要があります。 フィリピン側の支給額は、共同研究は1件・各年度あたり1,250,000フィリピン・ペソ以内、かつ、総額の上限額は全実施期間で2,500,000フィリピン・ペソです。 							
(参考)DOST担当者連絡先		担当者等	Ms. Jinah Ruth Jomaoas: International Technology Cooperation Unit (ITCU)						
		電話番号	+63 (0)2 837 2071 to 82 Loc. 3070						
		Email	Focal Person: Undersecretary Leah J. Buendia (leahbuendia@yahoo.com / ljbundia@dost.gov.ph) Always cc: oasec_ic@dost.gov.ph and Ms. Jinah Ruth Jomao-as at jrjomao-as@dost.gov.ph / jsps@dost.gov.ph						
		ウェブサイト	http://www.dost.gov.ph/						

【韓国】韓国研究財団 (National Research Foundation of Korea: NRF)

共同研究ではそれぞれ自国の参加者に係る経費を、セミナーでは派遣側が渡航費を、受入側(開催国)が滞在費及びセミナー本会合の開催経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				韓国開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と韓国研究財団との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Korea Basic Scientific Cooperation Program between JSPS and NRF							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野(備考欄もご確認ください)							
採用予定件数		15		5					
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 120万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 240万円。		総額の上限額は 120万円。		総額の上限額は 120万円。		
	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復交通費、等		-		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		-		-		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		日本開催の準備会及び整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は NRF が負担。		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		- ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険は NRF が負担。	
NRF から日本側参加者等に対する支給経費		-		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-			
備考		<p>韓国側代表者から NRF に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。NRF での申請手続きの詳細については、韓国側代表者から NRF へ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓国側の申請受付期間は、令和 5 (2023)年 9 月 5 日(KST)までとなります。 ・ <共同研究のみ> <ul style="list-style-type: none"> ・韓国側の共同研究実施期間は、1年間又は2年間です。 ・以下の申請区分(分野)のうち、いずれか一つを選択してください。なお、韓国側代表者も同じ区分(分野)で申請することが必要です。日本側と韓国側で申請された区分(分野)に相違がある場合には、日本側で申請された区分(分野)は韓国側で申請された区分(分野)に変更されます。 <ol style="list-style-type: none"> Humanities and Social Sciences Science and Engineering (Excluding Biology and Medicine) Biology and Medicine Interdisciplinary Study 							

	<p>・ 韓国側の支給額は、共同研究は1件・各年度あたり15,000,000ウォン以内、かつ、総額は全実施期間で30,000,000ウォン以内です。また、セミナーは1件あたり8,000,000ウォン以内です。</p>	
<p>(参考)NRF 担当者 連絡先</p>	担当者等	Ms. CHO Eunhye: International Exchange Programs Team, Principal Researcher
	電話番号	+82 (0)2 3460 5682
	Email	grace292@nrf.re.kr
	ウェブサイト	https://www.nrf.re.kr/eng/page/31752ceb-b028-4721-a493-1d46d43b2285

【シンガポール】シンガポール国立大学 (National University of Singapore: NUS)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				シンガポール開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とシンガポール国立大学との二国間交流事業(共同研究・セミナー) JSPS-NUS Joint Research Program/Joint Seminar							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		3		1					
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		総額の上限額は250万円。		総額の上限額は250万円。		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等		—		—		—		
	留意事項	会議費(セミナー)		—		日本開催の準備会及び整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		—	
	NUSから日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—		
備考		<p>シンガポール側代表者からNUSに同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。NUSでの申請手続きの詳細については、シンガポール側代表者からNUSへ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> シンガポール側の申請受付期間は、令和5(2023)年9月5日(SGT)までとなります。 シンガポール側代表者として申請できるのはNational University of Singapore (NUS) 又はNanyang Technological University (NTU)に所属する研究者のみとなります。 シンガポール側の支給額は、共同研究は1件・各年度あたり38,000シンガポールドル以内、かつ、総額は全実施期間で76,000シンガポールドル以内です。また、セミナーは1件あたり38,000シンガポールドル以内です。 							
(参考)NUS担当者連絡先		担当者等	1. (主担当者)Ms. Radhiga K Mohan, Executive, Office of the Deputy President (Research and Technology) 2. Ms. Chan Ching Ting, Assistant Manager, Office of the Deputy President (Research and Technology)						
		電話番号	+65 6516 4823 (Ms. Radhiga K Mohan) +65 6601 2780 (Ms. Chan Ching Ting)						
		Email	rkm@nus.edu.sg (Ms. Radhiga K Mohan) dprcct@nus.edu.sg (Ms. Chan Ching Ting)						
		ウェブサイト	https://www.nus.edu.sg/						

【トルコ】トルコ科学技術研究機構 (The Scientific and Technological Research Council of Türkiye: TÜBİTAK)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				トルコ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とトルコ科学技術研究機構との二国間交流事業(共同研究) JSPS- TÜBİTAK Joint Research Program							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		2		-					
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度5月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費		相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		-		
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
TÜBİTAK から日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		<p><u>トルコ側代表者から TÜBİTAK に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。</u>TÜBİTAK での申請手続きの詳細については、トルコ側代表者から TÜBİTAK へ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> トルコ側の申請受付期間は、令和 5(2023)年 6 月 6 日から 9 月 5 日 17:30(TRT)までとなります。トルコ側代表者は電子署名を令和 5(2023)年 9 月 13 日 17:30(TRT)までに行ってください。 トルコ側は、研究機関及び公営または民間の企業に所属している研究者が参加可能です。 トルコ側の支給額は、1 件あたり全実施期間で 1,500,000トルコリラ以内です。 							
(参考)TÜBİTAK 担当者連絡先		担当者等	Mr. Murat TILTAK: Bilateral and Multilateral Relations Department, Scientific Programmes Expert						
		電話番号	+90 312 298 18 22						
		Email	murat.tiltak@tubitak.gov.tr						
		ウェブサイト	https://www.tubitak.gov.tr/ 申請はオンライン(https://uidb-pbs.tubitak.gov.tr/)で受け付けます。						

【ニュージーランド】ニュージーランド王立学士院 (Royal Society of New Zealand: RSNZ)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ニュージーランド開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とニュージーランド王立学士院との二国間交流事業(共同研究) Japan-New Zealand Research Cooperative Program between JSPS and RSNZ							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		3		-					
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はRSNZが負担。		-		-	
RSNZから日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		<p>ニュージーランド側代表者からRSNZに同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。RSNZでの申請手続きの詳細については、ニュージーランド側代表者からRSNZへ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ニュージーランド側の申請受付期間は、令和5(2023)年7月27日～10月19日(NZST)までとなります。 ニュージーランド側の支給額は、1件・各年度あたり30,000ニュージーランドドル以内です。(GSTを除く。) 							
(参考)RSNZ担当者連絡先		担当者等	Ms. Michelle Wickens: International Contracts Coordinator, Research Funding (International)						
		電話番号	+64 4 470 5756						
		Email	International.Applications@royalsociety.org.nz						
		ウェブサイト	https://royalsociety.org.nz/						

【オーストリア】オーストリア科学財団 (Austrian Science Fund: FWF)

共同研究ではそれぞれ自国の参加者に係る経費を、セミナーでは派遣側が渡航費を、受入側(開催国)が滞在費及びセミナー本会合の開催経費を負担します。

		共同研究		セミナー				
				オーストリア開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とオーストリア科学財団との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Austria Research Cooperative Program between JSPS and FWF						
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野						
採用予定件数		3		1				
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内		
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	
参加者の渡航受入条件		-		-		-		
第三国からの参加者		-		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額	各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		総額の上限額は250万円。		総額の上限額は250万円。		
	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復交通費、等		-	
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等	-		-		日本滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		
	留意事項	会議費(セミナー)	-		日本開催の準備会及び整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はFWFが負担。		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		- ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はFWFが負担。	
FWFから日本側参加者等に対する支給経費		-		相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		
備考		<p>オーストリア側代表者からFWFに同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。FWFでの申請手続きの詳細については、オーストリア側代表者からFWFへ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストリア側の申請受付期間は、令和5(2023)年8月29日14:00(CEST)までとなります。 ・オーストリア側のみ、最長3年間の実施期間が認められる可能性があります。ただし、研究に関連する適切な延長理由があり、かつ経費支給の正当性が認められる場合に限りです。 ・FWFの日程上、共同研究の採否通知は令和6(2024)年3月を予定しています。 ・オーストリア側の支給額は、共同研究については、研究課題毎に支給額が異なります。セミナーは1件あたり10,000ユーロ以内です。 ・オーストリア側の共同研究に関する詳細 						

	<p>【参照】https://www.fwf.ac.at/en/research-funding/fwf-programmes/international-programmes/joint-projects/</p> <p>【参照】https://www.fwf.ac.at/en/research-funding/application/international-programmes/joint-projects-era-nets/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オーストリア側のセミナーに関する詳細 <p>【参照】https://www.fwf.ac.at/en/research-funding/application/international-programmes/joint-seminars/</p>	
(参考)FWF 担当者 連絡先	担当者等	Ms. Beatrice Lawal: Programme Manager, Development and Strategy – International programs
	電話番号	+43 676 83487 – 8703
	Email	Beatrice.Lawal@fwf.ac.at
	ウェブサイト	https://www.fwf.ac.at/en/

【ベルギー】学術研究財団(ワロニー) (Fonds de la Recherche Scientifique-FNRS : F.R.S.-FNRS)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ベルギー開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とベルギー学術研究財団(ワロニー)との二国間交流事業(共同研究) Japan-Belgium Research Cooperative Program between JSPS and F.R.S.-FNRS							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		2		-					
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費		相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		
			国内旅費		交通費、日当、宿泊料、等		-		
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
F.R.S.-FNRS から日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		<p>ベルギー側代表者から F.R.S.-FNRS に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。F.R.S.-FNRS での申請手続きの詳細については、ベルギー側代表者から F.R.S.-FNRS へ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ベルギー側の申請受付期間は、令和 5(2023)年 9 月 29 日(CEST)までとなります。 ベルギーには F.R.S.-FNRS の他に FWO(フランダース)がありますので、申請の際にはベルギー側代表者の申請先を事前に十分確認してください。 ベルギー側の支給額は、1 件・各年度あたり 7,500 ユーロ以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で 15,000 ユーロ以内です。 							
(参考)F.R.S.-FNRS 担当者連絡先		担当者等	Ms. Deborah Matteredne						
		電話番号	+32 (0)2 504 93 05						
		Email	international@frs-fnrs.be						
		ウェブサイト	https://www.frs-fnrs.be/fr						

【ベルギー】学術研究財団(フランダース) (Research Foundation – Flanders: FWO)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ベルギー開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とベルギー学術研究財団(フランダース)との二国間交流事業(共同研究) Japan-Flanders Research Cooperative Program between JSPS and FWO							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野(基礎研究に限る)							
採用予定件数		2		-					
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は250万円、2年間以内の場合は500万円。		-		-		
	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-		
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はFWOが負担。		-		-	
FWOから日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		<p>ベルギー側代表者からFWOに同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。FWOでの申請手続きの詳細については、ベルギー側代表者からFWOへ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ベルギー側の申請受付期間は、令和5(2023)年9月5日17時(CEST)までとなります。 ベルギーにはFWOの他にF.R.S.-FNRS(ワロニー)がありますので、申請の際にはベルギー側代表者の申請先を事前に十分確認してください。 ベルギー側・日本側参加者等は、FWO e-portalのプロフィール(研究業績を含む)を作成または更新する必要があります。FWO e-portalは以下より登録することができます。 <p>【参照】https://fwoweb.fwo.be/</p> <ul style="list-style-type: none"> ベルギー側の支給額は、日当66ユーロ(1月あたり最大1,650ユーロ)及び交通費となります。FWOが指定する旅行代理店を通じて手配することなどが必要となりますので、詳細はベルギー側代表者からFWOに確認してください。 <p>【参照】https://www.fwo.be/media/1023717/fwo-gemachtigde-kantoren-reisagentschappen_20190829.pdf</p>							

(参考)FWO 担当者 連絡先	担当者等	1. Mrs. Tinne Jacobs: Advisor International Affairs, JSPS-FWO Joint Exchange Project 2. Mrs. Marleen Wollaert: Account administrator international mobility
	電話番号	+32 (0)2 550 15 44 (Mrs. Jacobs) +32 (0)2 550 15 92 (Mrs. Marleen Wollaert, Account administrator international mobility)
	Email	Tinne.Jacobs@fwo.be (Mrs. Jacobs) interprog@fwo.be (Mrs. Wollaert)
	ウェブサイト	https://www.fwo.be/en/fellowships-funding/international-collaboration/mobility-projects/cooperation-with-japan/

【チェコ】チェコ科学アカデミー (Czech Academy of Sciences: CAS)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				チェコ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とチェコ科学アカデミーとの二国間交流事業(共同研究) Japan-Czech Republic Research Cooperative Program between JSPS and CAS							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		3		-					
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 500 万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
CAS から日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		<p>チェコ側代表者から CAS に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。CAS での申請手続きの詳細については、チェコ側代表者から CAS へ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チェコ側の申請受付期間は、令和 5(2023)年 6 月 12 日(CEST)までとなります。 ・ チェコ側代表者として申請できるのは、CAS に所属する研究機関の研究者のみとなります。 ・ チェコ側の共同研究期間は令和 6(2024)年 1 月 1 日～令和 7(2025)年 12 月 31 日です。 ・ チェコ側の支給額は、1 件あたり全実施期間で 1,000,000 チェコ・コルナ以内です。 							
(参考)CAS 担当者 連絡先		担当者等	Mr. Zdenek Kresl: Division of International Cooperation						
		電話番号	+420 221 403 299						
		Email	kresl@kav.cas.cz						
		ウェブサイト	http://www.avcr.cz/en/						

【フランス】ヨーロッパ・外務省－高等教育・研究省 (Ministry for Europe and Foreign Affairs – Ministry of Higher Education and Research: MEAE-MESR)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				フランス開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とフランスヨーロッパ・外務省-高等教育・研究省との 二国間交流事業 (SAKURA プログラム) Japan-France Integrated Action Program (SAKURA)							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		12		-					
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度100万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は100万円、2年間以内の場合は200万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費 (セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
	MEAE-MESR から日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-		
備考		<p>フランス側代表者から MEAE-MESR に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。MEAE-MESR での申請手続きの詳細については、フランス側代表者から MEAE-MESR へ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> フランス側の申請受付期間は令和 5(2023)年 9 月 5 日 (CEST) までとなります。 本事業は、日仏の優れた若手研究者が、革新的な日仏学術交流を開始するための支援を行うものです。 フランス側の共同研究期間は、令和 6(2024)年 2 月～令和 7(2025)年 12 月 31 日です。 フランス側の支給額は、1 件・各年度あたり 6,000 ユーロ以内です。 							
(参考)MEAE-MESR 担当者連絡先		担当者等	Mr. Hugo Lavigne: Project Manager, Office for Science and Technology, Embassy of France to Japan						
		電話番号	+81 3 5798 6041						
		Email	phc-sakura.tokyo-amba@diplomatie.gouv.fr						
		ウェブサイト	https://www.campusfrance.org/fr/sakura						

【ドイツ】ドイツ学術交流会 (German Academic Exchange Service: DAAD)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ドイツ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とドイツ学術交流会との二国間交流事業(共同研究) Japan-Germany Research Cooperative Program between JSPS and DAAD							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		10		-					
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から同年12月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度200万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は200万円、2年間以内の場合は400万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
		相手国側参加者等		-		-		-	
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
DAADから日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-		-	
備考		<p>ドイツ側代表者からDAADに同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。DAADでの申請手続きの詳細については、ドイツ側代表者からDAADへ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ドイツ側の申請受付期間は、令和5(2023)年9月5日(CEST)までとなります。 ドイツにはDAADの他にDFG(ドイツ研究振興協会)がありますので、申請の際にはドイツ側代表者の申請先を事前に十分確認してください。 ドイツ側の共同研究期間は、令和6(2024)年1月1日から同年12月31日まで、もしくは令和7(2025)年12月31日までです。 ドイツ側の支給額の総額は全実施期間が1年間の場合は15,000ユーロ、2年間の場合は30,000ユーロ以内です。 							
(参考)DAAD担当者連絡先		担当者等	Mrs. Doris Bretz: Section P33 – Project Funding for German Language and Research Mobility (PPP)						
		電話番号	+49 228 882 236						
		Email	bretz@daad.de						
		ウェブサイト	https://www.daad.de/en/						

【ドイツ】ドイツ研究振興協会 (German Research Foundation: DFG)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				ドイツ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とドイツ研究振興協会との二国間交流事業(セミナー) Japan-Germany Research Cooperative Program between JSPS and DFG							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		-		5					
実施期間 (セミナーは本会合)		-		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	-	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度 4月1 日から翌年 3月 31日までの間		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		-		総額の上限額は 250 万円。		総額の上限額は 250 万円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	-		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、等		-	
			国内旅費	-		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費 (セミナー)		-		日本開催の準備会及び整 理会(各 1 回以内)		・ セミナー本会合開催経費 ・ 日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内)	
		海外旅行傷害保険		-		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		-	
	DFG から日本側参加者等 に対する支給経費		-		-		-		
備考		<p>ドイツ側代表者から DFG に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。DFG での申請手続きの詳細については、ドイツ側代表者から DFG へ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツ側代表者は DFG のプログラム、“Initiation of International Collaboration” に応募し、申請書を令和 5(2023)年 9 月 5 日(CEST)までに提出してください。 ・ ドイツには DFG の他に DAAD(ドイツ学術交流会)がありますので、申請の際にはドイツ側代表者の申請先を事前に十分確認してください。 							
(参考)DFG 担当者 連絡先		担当者等	Mr. Raoul Wagner: International Affairs, Scientific Cooperation with Japan						
		電話番号	+49 228 885 2217						
		Email	raoul.wagner@dfg.de						
		ウェブサイト	https://www.dfg.de/en/						

【ハンガリー】ハンガリー科学アカデミー（Hungarian Academy of Sciences: HAS）

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				ハンガリー開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とハンガリー科学アカデミーとの二国間交流事業(共同研究) Japan-Hungary Research Cooperative Program between JSPS and HAS							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		4		-					
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 500 万円。		-		-		
	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、等		-		-		
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-		
	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、滞在 費 ※滞在費単価: 14,000 円/ 日(24 日以内)、336,000 円 /月(25 日~1ヶ月) 1ヶ月を超える計算につい ては、336,000 円を上限とし て 14,000 円×日数を加算 する。		-		-		
	留意 事項	会議費 (セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は HAS が 負担。		-		-	
HAS から日本側参加者等 に対する支給経費		相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料、等		-		-			
備考		<p>ハンガリー側代表者から HAS に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。HAS での申請手続きの詳細については、ハンガリー側代表者から HAS へ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ハンガリー側代表者は“MTA Centre of Excellence”の称号を与えられた研究機関の被雇用者である必要があります。 相手国での日当・宿泊料(=滞在費)はハンガリー側の各受入機関の規定額となります。 							
(参考)HAS 担当者 連絡先		担当者等	Ms. Petra KAKUK: International Relations Officer, Department of International Relations						
		電話番号	+36 1 411 6159						
		Email	petra.kakuk@titkarsag.mta.hu						
		ウェブサイト	https://mta.hu/english						

【リトアニア】リトアニア研究評議会 (Research Council of Lithuania: RCL)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー				
				リトアニア開催		日本開催		
事業名称		日本学術振興会とリトアニア研究評議会との二国間交流事業(共同研究・セミナー) Japan-Lithuania Research Cooperative Program between JSPS and RCL						
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野						
採用予定件数		2		1				
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		1週間以内		1週間以内		
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	
参加者の渡航受入条件		—		—		—		
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		
振興会から支給する委託費	総額		各年度250万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で500万円。		総額の上限額は250万円。		総額の上限額は250万円。	
	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		—	
		国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等		—		—		—	
	留意事項	会議費(セミナー)	—		日本開催の準備会及び整理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回以内)、整理会(1回以内)	
		海外旅行傷害保険	日本側参加者等の海外旅行傷害保険 ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はRCLが負担。		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		— ※相手国側参加者等の海外旅行傷害保険はRCLが負担。	
RCLから日本側参加者等に対する支給経費		—		—		—		
備考		リトアニア側代表者からRCLに同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。RCLでの申請手続きの詳細については、リトアニア側代表者からRCLへ問い合わせてください。 ・リトアニア側の申請受付期間は、令和5(2023)年9月5日(EEST)までとなります。 ・リトアニア側の支給額は、共同研究は1件あたり全実施期間で100,000ユーロ以内。また、セミナーは1件あたり20,000ユーロ以内です。						
(参考)RCL担当者連絡先		担当者等	Ms. Asta Aleksandraviciene: Programme Coordinator, International Cooperation Unit					
		電話番号	+370 676 18297					
		Email	asta.aleksandraviciene@lmt.lt					
		ウェブサイト	https://www.lmt.lt/en					

【オランダ】オランダ科学研究機構 (Netherlands Organisation for Scientific Research: NWO)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

		共同研究		セミナー					
				オランダ開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とオランダ科学研究機構との二国間交流事業(セミナー) Japan-Netherland Research Cooperative Program between JSPS and NWO							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		-		3					
実施期間 (セミナーは本会合)		-		1週間以内		1週間以内			
		初年度 開始時期	-	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが委 託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	旅費内訳		総額		-		総額の上限額は 250 万円。		
	日本側 参加者 等	外国旅費	-		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の交 通費、日当、宿泊料、等		-		
		国内旅費	-		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費 (セミナー)		-		日本開催の準備会及び整 理会(各 1 回以内)		・ セミナー本会合開催経費 ・ 日本開催の準備会(2 回以 内)、整理会(1 回以内)	
		海外旅行傷害保険		-		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		-	
	NWO から日本側参加者等 に対する支給経費		-		-		-		
備考		<p>オランダ側代表者から NWO に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。NWO での申請手続きの詳細については、オランダ側代表者から NWO へ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オランダ側の申請受付期間は、令和 5(2023)年 9 月 5 日 14:00(CEST)までとなります。 ・ オランダ側の支給額は、1 件あたり 15,000 ユーロ以内です。 							
(参考)NWO 担当者 連絡先		担当者等	Ms. Hanneke Dekker: JSPS-NWO Joint Seminar						
		電話番号	+31 (0)70 349 4011						
		Email	bezoekersbeurzen@nwo.nl						
		ウェブサイト	https://www.nwo.nl/en						

【スロベニア】高等教育科学イノベーション省 (Ministry of Higher Education, Science and Innovation: MESI)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				スロベニア開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会とスロベニア高等教育科学イノベーション省との二国間交流事業(共同研究) Japan-Slovenia Research Cooperative Program between JSPS and MESI							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		4		-					
実施期間 (セミナーは本会合)		1年以上2年以内		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度200万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間が1年間の場合は200万円、2年間以内の場合は400万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
MESIから日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		<p>スロベニア側代表者からMESIに同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。MESIでの申請手続きの詳細については、スロベニア側代表者からSRA(Slovenia Research Agency)へ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> スロベニア側のSRAへの申請受付期間は、令和5(2023)年9月6日(CEST)までとなります。 スロベニア側では博士号を取得後5年未満の若手の研究代表者による申請が優先して採用されます。 スロベニア側の実施期間は令和6(2024)年4月1日から令和8(2026)年3月31日です。 スロベニア側の支給額は、全実施期間が1年間の場合は6,000ユーロ以内、2年間以内の場合は12,000ユーロ以内です。 							
(参考)MESI担当者連絡先		担当者等		1. Ms. Tatjana Jurkovič: International Cooperation and European Affairs Service, MESI 2. Ms. Neža Hlebanja: Department for International Cooperation and Popularization of Science, SRA					
		電話番号		+386 1 400 5267 (Ms. JURKOVIČ) +386 1 400 5969 (Ms. HLEBANJA)					
		Email		Tatjana.Jurkovic@gov.si (Ms. JURKOVIČ) neza.hlebanja@arrs.si (Ms. HLEBANJA)					
		ウェブサイト		http://www.arrs.si/sl/medn/dvostr/drzave/Japonska/razpisi/					

【英国】王立協会 (The Royal Society)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。

		共同研究		セミナー					
				英国開催		日本開催			
事業名称		日本学術振興会と英国王立協会との二国間交流事業(共同研究) Japan-UK Research Cooperative Program between JSPS and The Royal Society							
募集分野		自然科学							
採用予定件数		5		-					
実施期間 (セミナーは本会合)		2年間		-		-			
		初年度 開始時期	採用年度 4月1 日	開催 可能日	-	開催 可能日	-		
参加者の渡航受入条件		-		-		-			
第三国からの参加者		-		-		-			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 200 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実施期間で 400 万円。		-		-		
	旅費内訳	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的地までの往復交通費、相手国滞在中の交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		-		-	
	相手国側参加者等		-		-		-		
	留意事項	会議費(セミナー)		-		-		-	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅行傷害保険		-		-	
The Royal Society から日本側参加者等に対する支給経費		-		-		-			
備考		<p>英国側代表者から The Royal Society に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。The Royal Society での申請手続きの詳細については、英国側代表者から The Royal Society へ問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 英国側の申請受付期間は、令和 5(2023)年 9 月 27 日 15 時(BST)までとなります。 同一の研究課題を共同支援することを目的としていますが、場合によっては上記採用予定件数の範囲外で、英国側のみが支援を受ける可能性があります。 英国側の共同研究期間は 2 年間で、令和 6(2024)年 3 月 31 日までに開始されることとなります。 英国側の支給額は、1 件あたり全実施期間(2 年)で総額 12,000 ポンド以内です。 							
(参考) The Royal Society 担当者連絡先		担当者等	Ms. Zainab Khan						
		電話番号	+44 (0)20 7451 2581						
		Email	international.exchanges@royalsociety.org						
		ウェブサイト	https://royalsociety.org/grants-schemes-awards/grants/international-exchanges/						

【オープンパートナーシップ】共同研究／セミナー(OP)

日本側参加者等に係る経費のみを負担します。

		共同研究		セミナー					
				相手国開催		日本開催			
事業名称		オープンパートナーシップ共同研究／セミナー JSPS Bilateral Open Partnership Joint Research Projects/Seminars							
募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野							
採用予定件数		共同研究、セミナーを併せて 60 件							
実施期間 (セミナーは本会合)		1 年以上 2 年以内		1 週間以内		1 週間以内			
		初年度 開始時期	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間		
参加者の渡航受入条件		—		—		—			
第三国からの参加者		—		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。		若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。			
振興会から支給する委託費	総額		各年度 200 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が 1 年間の場合は 200 万円、2 年間以内の場 合は 400 万円。		総額の上限額は 200 万円。		総額の上限額は 200 万円。		
	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、等		相手国目的地までの往復 交通費、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料、等		—	
			国内旅費	交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等		交通費、日当、宿泊料、等	
	相手国側参加者等		—		—		—		
	留意事項	会議費 (セミナー)		—		日本開催の準備会及び整 理会(各 1 回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2 回 以内)、整理会(1 回以内)	
		海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		—	
相手国から日本側参加者等 に対する支給経費		—		—		—			
備考		本会は相手国側参加者等に係る経費を負担しないため、相手国側代表者が、自らの 交流経費を相手国の学術振興機関等から得ることを奨励しています。この経費の支出 元となる機関や事業に指定はありません。なお、当該経費の有無は審査にあたっての 判断の一要素となる可能性があります。							

二国間交流事業:共同研究・セミナー 経費の取扱いについて

独立行政法人日本学術振興会 国際統括本部 国際事業部 研究協力第二課

【1】 事業の実施方法

二国間交流事業における研究課題の実施に当たっては、代表者の所属機関に対して、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)が業務委託する方法(振興会と所属機関との間で、業務の実施に係る契約(業務委託契約)を締結)により行います。

業務委託契約により支払われた委託費は、日本側参加者に使用する経費です。本事業は、交流相手との経費相互負担を前提としておりますので、相手国側参加者の来日に要する経費(航空券、滞在費等)及び、相手国側参加者が自国において必要とする経費(共同研究に必要な消耗品購入、セミナー開催経費、セミナー参加旅費<来日に要する旅費を含む>等)は、原則として相手国側の負担とします。

【2】 委託費の使途

(1) 委託費の構成、内容、主な使途

原則として、募集要項「5. 本会支給経費」に記載のとおりですが、「物品費」「人件費・謝金」「その他」の主な使途や留意事項については、【表1】及び「※次のものに使用することはできません。」を参照してください。

経費の支出や手続、取得した物品等の管理に当たっては、受託機関の規程等に従ってください。

【表1】物品費／人件費・謝金／その他の主な使途・留意事項

【表1】は本事業の経費の執行に当たり、支出可能な経費を網羅したものではありません。本事業が研究の発展に資する人的交流の促進を目的としていること、経費の使用に当たっては、税金を原資としていることに鑑み説明責任が求められることにご留意ください。また、事業の遂行に必要なかどうか経費の支出の妥当性を判断した上で、社会通念上、妥当な金額となるよう適切に使用してください。

経費費目	使途
物品費	共同研究・セミナーの実施に必要な備品・消耗品を購入するための経費 留意事項 ・ 相手国側開催セミナーの場合、相手国において使用するものは委託費から支出できません。 ・ 支出に際しては納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備して、適切に行ってください。
人件費・謝金	共同研究・セミナーの実施に協力(資料整理、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収等)をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費等 留意事項 ・ 該当の支出がある場合、日本国内に居住する者の日本国内旅費に限り、委託費における「国内旅費」への計上が可能です。 ・ 雇用契約の締結においては、受託機関が契約の当事者となってください。雇用に当たっては法令等に基づき適正な手続を行ってください。 ・ 雇用に伴う間接的な経費(社会保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の法定福利費等)の支出も可能です。
その他	共同研究・セミナーの実施に必要な 日本国内の 会議室及び会議に係る器具備品の借料、会議に伴う茶菓・弁当その他これらに類する飲食物(アルコール類を除く) 留意事項 ・ セミナーについては以下に係る経費を含みます。 相手国開催： 準備会、整理会は各1回以内。 相手国での本会合に係る会議費には使用不可。 日本開催： 本会合、準備会(2回以内)、整理会(1回以内)。 本会合開催時のレセプション経費(アルコール類を除く)、業者委託費等を含む。 ・ 飲食代やレセプション等に関する支出は必要最低限にとどめ、受託機関における関係規定に照らし妥当性を判断するとともに、社会通念、説明責任の観点からも、適正な支出に十分配慮してください。
その他(諸経費)	1. 共同研究の実施に必要な印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費(切手・電話等)、運搬費、研究活動費(ベンチフィー)、リース・レンタル費用(コンピュータ、自動車、実験機器、器具等)、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用(学会誌投稿料、ウェブサイト作成費用、学会参加費)、海外旅行傷害保険、不課税取引・非課税取引に係る消費税相当額等 2. セミナーの開催に必要な印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費(切手・電話等)、運搬費、セミナー会場借り上げ費、リース・レンタル費用(コンピュータ、自動車等)、旅費以外の交通費、ウェブサイト作成費用、海外旅行傷害保険、不課税取引・非課税取引に係る消費税相当額等 留意事項 ・ 海外旅行傷害保険は過度に高額な支出とならないよう留意してください。 ・ セミナーについては以下も参照してください。 相手国開催： 相手国において使用するものは委託費から支出できません。 日本開催： 本会合開催時のエクスクーション経費を含む。

※次のものに使用することはできません。

- ① 不動産取得に係る経費
- ② 当該共同研究・セミナーの日本側及び相手国側代表者と、相手国側参加者等に対する人件費・謝金
- ③ 相手国開催セミナーの本会合に係る印刷製本費
- ④ アルコール飲料代
- ⑤ 自己都合(受託機関の都合による場合を含む)による、旅費や会場借料等のキャンセル料(なお、自己都合に該当するか否かについては受託機関の取決めに従ってください。)
- ⑥ 本事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ⑦ そのほか、事業と直接的な関係が認められない経費

(2) 消費税

委託費には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいます。

学術国際交流事業の重複制限一覧表

本表は、甲欄の事業に研究代表者等として新規に申請しようとする者及び甲欄の事業について既に研究代表者等として採択されている者が、乙欄の学術国際交流事業に申請する場合の重複制限を示したものです。

○：甲・乙欄双方の事業において重複して研究代表者となることが可能（双方の事業に申請できる）

△：甲・乙欄双方の事業に申請できるが、同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可

▲：甲・乙欄双方の事業に申請できるが、双方の事業において重複して研究代表者となることは不可（甲・乙欄双方の事業に新規採択された場合は、いずれか一方を選択する）。

×：乙欄の事業に申請できない（甲欄の事業のみ実施する）。ただし甲欄の事業の最終年度を除く。

－：同一の事業においては、原則として一つの研究課題のみ申請できる（甲欄の事業に採択されている場合は、甲欄の研究課題のみ実施する）。

甲欄 \ 乙欄		（共同研究、セミナー） 二国間交流事業	国際共同研究事業	日独共同大学院プログラム	研究拠点形成事業	日中韓フォーサイト事業
		新規	新規	新規	新規	新規
二国間交流事業 （共同研究、セミナー）	新規	△	○	○	○	○
	継続	△	○	○	○	○
国際共同研究事業	新規	○	－	▲	▲	▲
	継続	○	－	×	×	×
日独共同大学院プログラム	新規	○	▲	－	▲	▲
	継続	○	×	－	×	×
研究拠点形成事業	新規	○	▲	▲	－	▲
	継続	○	×	×	－	×
日中韓フォーサイト事業	新規	○	▲	▲	▲	－
	継続	○	×	×	×	－